

身体拘束適正化のための指針

1 理念

身体拘束は、利用児者の生活を制限し精神的ストレスを与えるとともに、身体機能の低下や健康への悪影響を与え、利用児者の尊厳ある生活を阻むものである。当施設では、利用児者の人権を尊重し身体拘束をしない支援の工夫に努め、身体拘束等廃止に向けて、常に利用児者の生活の質の向上を目指しながら、人権に対する意識の向上を図る。

2 基本方針

- 1) 身体拘束、その他利用児者の意思に反して行動を制限する行為を原則禁止する。
- 2) 利用児者の状態により、拘束以外の方法を検討し、拘束を必要としない支援を工夫することにより、拘束ゼロに向けて支援の向上に努める。
- 3) 施設内で行われている拘束については、常時その状況を把握し、各部署等から報告を受け、必要性の有無について検討し拘束ゼロとなるよう努める。

3 身体拘束の定義

身体拘束とは、利用児者の意思に反して、身体または衣服に触れる何らかの器具を使用して一時的に当該利用児者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいう。

1) 緊急やむを得ない場合の三原則

- ①切迫性：利用児者本人又は他利用者の生命や身体が脅かされる危険性が著しく高いこと
- ②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。
- ③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、切迫性・非代替性・一時性の要件をすべて満たした場合のみ、本人・家族等へ説明し同意を得て行う。

身体拘束を行った場合は、医師・看護師・療育スタッフが十分な観察を行うと共に、実施状況を評価・記録し、できるだけ早期に身体拘束を解除すべく努力する。

2) 身体拘束の対象となる具体的行為

- (1) 胸・腰ベルト、Y字抑制帯、紐等で車いすに体幹や手足等を固定すること。
- (2) 転落防止帯、紐等でベッドに体幹や手足等を固定すること。
- (3) 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚を掻きむしらないように、四肢を固定すること。
- (4) ミトン型手袋の使用により、手指の機能を制限すること。
- (5) その他、器具などを用いて、身体動作を抑制すること。
- (6) 車いす等移動手段の使用を禁止すること。
- (7) ベッドから自力で降りることができる利用者について、4点柵やサークルベッド等を使いベッドから降りられないようにすること。

4) ラウンド状況の記録及び周知

- (1) ラウンドでの検討内容・結果については議事録を作成・保管する。
- (2) ラウンドで検討した内容や実施状況を虐待防止委員会へ報告する。

5 研修

虐待防止委員会が中心となり身体拘束の適正化のため研修を開催し、職員教育を行う。

- 1) 園内研修の実施（年1回）
- 2) 新採用・転入者を対象とした研修
- 3) その他、必要な教育・研修

6 身体拘束発生時の対応に関する基本方針

やむを得ず身体拘束・行動制限を行わなければならないという状況が認められた場合には、緊急やむを得ない場合の三原則を確認し、以下の手続きをとる。

1) 個別支援計画案の作成・検討会議の開催

利用児者の状況を把握し、個別支援計画案（身体拘束の内容・目的・理由（緊急やむを得ない理由）・時間・期間・利用児者の心身の状況・を記載）を作成し、サービス管理責任者が担当者を招集し個別支援計画案に基づき個別支援計画策定会議を開催し計画内容を検討する。

身体拘束・行動制限の必要性の判断は単独で行うことなく、必ず会議を開催すること。

2) 利用児者本人や家族等に対する説明

個別支援計画作成後、計画に沿って丁寧に説明し利用児者本人・家族等の同意を得る。

3) 報 告

家族等の同意が得られた後は、「身体拘束実施状況」にて速やかに園長に報告する。

4) 個別支援計画の共有

個別支援計画に記載されている具体的な方法・手順やどのような状態になれば、解除となるかを確認・共有する。

5) 記録と再検討

身体拘束を行った場合には場合は「身体拘束実施記録」を2時間ごとに記載する。

身体拘束の解除に向けて必要性や方法を毎日検討する（カンファレンス）。

6) カンファレンスの実施

身体的拘束を実施した場合は解除に向けた検討（カンファレンス）を1日に1度は行いカンファレンス用紙に記録する。状態変化や身体拘束の方針等の変更時は診療録に記録する。

※ 日勤申し送り後の医師への報告時に実施。

リーダー（看護師）、サブリーダー（療育スタッフ）が参加。

- (1) 複数のスタッフが参加し、①切迫性 ②非代替性 ③一時性の3要件の全てを満たしているかどうかについて確認を行う。

附則 この指針は 2022 年 4 月 1 日より実施する。

一部改正 2024 年 11 月 1 日

一部改正 2025 年 6 月 1 日

一部改正 2025 年 8 月 1 日

一部改正 2025 年 9 月 1 日